岡山県食の安全・安心推進計画



第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

BSEや輸入野菜の残留農薬、食肉の偽装表示の問題など、食の安全や安心を揺るがす出来事が相次いだことから、岡山県では知事を本部長とする「岡山県食の安全・食育推進本部」のもと、食の安全基本方針を平成14年9月に策定し、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に積極的に取り組んできました。県民が安心できる食生活を営むためには、食の安全、安心の確保のために、生産から消費に至るすべての関係者がそれぞれの責務を認識し、県、食品関連事業者等及び県民が、それぞれの立場で食の安全・安心の確保の推進に努める必要があります。

例えば、「食中毒ゼロ」を目指した取組を生産から消費に至る各過程において進めるなど、健康危害につながる様々な要因を取り除くとともに、偽装表示等により損なわれた消費者の食の安全に対する信頼を回復することが喫緊の課題です。

このため、本県ではこれまでの取組状況を踏まえ、食の安全・安心に対する意識を高め、安全な食品への取組を強化するため、「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例(以下「条例」という。)」を制定し、平成18年12月26日に施行しました。

本県における食の安全・安心の確保に関する施策をより一層総合的かつ計画的に推進することにより、県民の皆様の健康で豊かな生活の実現に寄与するため、条例に基づき「岡山県食の安全・安心推進計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- ① 条例第10条第1項の基定に基づく「岡山県食の安全・安心推進計画」です。
- ② 県民の視点に立った食の安全・安心の向上を目指す計画とします。
- ③ 県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等との協働により、食の安全・安心の確保を図る計画とします。
- ④ 食の安全・安心の確保のための施策として、できるだけ具体的な数値目標を設定します。
- ⑤ 「岡山県食育推進計画」との連携を図ります。
- ⑥ 「新おかやま夢づくりプラン」、「岡山県消費生活基本計画」等関係計画との整合を 図ります。

3 計画の期間

○ 平成20年度から22年度までの3年間とします。

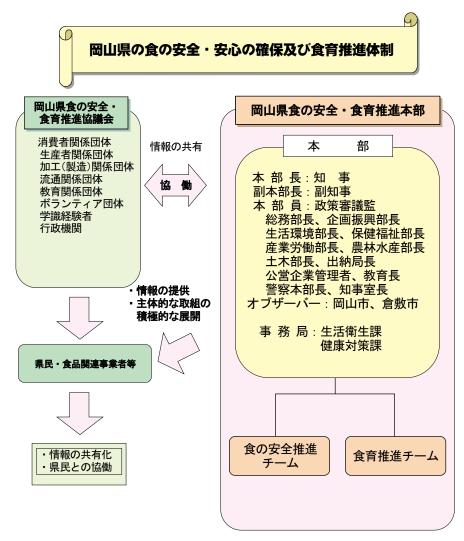
ただし、計画の推捗状況については、毎年度評価及び公表するとともに、今後の 社会情勢の変化に対応し、必要に応じて施策の見直しを行います。

(岡山県食育推進計画:平成19年度から22年度までの4年間)

4 推進体制

- 県、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等及び県民等がそれぞれの責務と役割を明らかにした体制で推進します。
- 岡山県食の安全・食育推進本部、岡山県食の安全・食育推進協議会が中心となって行います。
- 必要に応じて市町村と連携を図りながら計画を推進します。

推進体制図



第2章 岡山県の食を取り巻く現状と課題

1 現状

○ 食に関する不安の増大

本計画の策定に先立って行われた意見交換会(県下3会場、参加者404名)におけるアンケート調査結果では、91%の人が食の安全に何らかの不安を感じていると回答しており、食品の安全に関する県民の不安は大変大きいという結果が出ています。

不安を感じている項目は、食品添加物や残留農薬、偽装表示、輸入食品等が挙げられています。その背景として、最近、偽装表示等の食の安全・安心を揺るがす問題が相次いでおり、県民の食に関する不安に与える影響が懸念される状況となっています。

岡山県のデータ

意識調査の結果: 不安不信あり91% (アンケート結果H19実施)

(主な不安材料:食品添加物、残留農薬、輸入食品、偽装表示 など)

食に関する相談件数 : 5,168件 (H15~H18年度)

(主な相談内容:食品表示、施設の衛生、有症苦情 など)

○ 食に起因する健康危害の発生

本県における食中毒の発生状況を過去5年間でみると、年間10~16件発生しています。食中毒事件は夏場に多いと思われがちですが、近年、ノロウイルス感染症の流行に伴い、食品を媒介することによる有症事案も増加傾向にあります。また、腸管出血性大腸菌感染症も依然として発生しており、食品を媒介する感染への注意が引き続き必要です。

岡山県のデータ

ノロウイルスに起因した食中毒(H18)

発生件数:7件(食中毒に占める割合:43.8%)

患 者 数:778名(食中毒に占める割合:78.3%)

腸管出血性大腸菌感染症発生状況(H18)

患 者 数:132名

○ 食育との連携

食の安全性に対する不安の高まり、栄養の偏りや欠食などの食生活の乱れ、失われつつある食文化や食べ残し、廃棄などによる資源の無駄遣いといった課題も生じてきています。このような状況の中、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活を送ることができる人づくりのための「食育」の重要性が注目されています。このため本県では、条例に基づき、「食の安全・安心の確保」と「食育の推進」に一体的に取り組んでいます。

岡山県のデータ

親子市場見学会:市場見学、懇談会等

(主催:岡山市中央卸売市場消費拡大推進委員会 H18.8.19開催)

食育懇談事業:こんにゃく工場見学、調理実習、懇談会等

(主催:岡山県食品産業協議会・中国学園大学 H19.2.10開催)

食育フォーラム: トークショー、食育現場からのメッセージ等

(主催:岡山県、岡山県教育委員会 H19.3.16開催)

○ 食品流通の複雑化、広域化

国民の食生活の多様化や食品の国際流通の進展等に伴い、国の検疫所における輸入食品の届出件数は大幅に増加しています。また、我が国の食料自給率は、カロリーベースでみるとその約6割を海外に依存している状況です。このような状況の中、全国的に食品の安全性に対する関心が高まっています。本県では、食肉や農産物について、生産履歴の記帳やトレーサビリティシステムの導入が進められています。

岡山県のデータ

岡山県の小中学校の学校給食における県産農林水産物の使用割合:34%

(品目数ベース)(H18年度値)

岡山県でのトレーサビリティシステム実施品目:16品目(H18年度末)

(牛肉 米 野菜(なす等)果物(白桃等)カキ など)

2 課題

○ 食に関する生産から消費までの一貫した安全確保

食品の安全確保は、生産から消費に至るまでの、それぞれの段階で適切に実施される必要があります。第一に安全で安心な農林水産物、畜産物の生産を進めるため、生産段階における適切な指導、消費者ニーズに応じた生産情報の提供や輸入食品の残留農薬検査など流通、検査段階における安全確保の取組が必要です。

また、県内には多種多様な食品の製造・加工施設があり、様々な食品が供給されており、 これらの食品関係施設での製造・加工過程における衛生管理の徹底、流通過程での安全管理、適正な消費活動の推進は、食中毒等の食品事故の発生防止につながるものであり、また、県民の健康保護の観点からも極めて重要です。

- 食品関連事業者等による自主的な衛生管理の向上と積極的な情報発信
 - 食の安全・安心の確保には、消費者が食品を選択する際、十分で正確な情報が必要です。 消費者の安全・安心な食品選択のためには、食品の生産、製造、加工、販売の各過程で食 品関連事業者が関係法令を遵守することはもとより、自主的な食の安全・安心の取組を行い、 また、それを自ら公開するなど、消費者との信頼を深めることが重要です。
- 食に関する正しい理解を得るための情報提供と相互理解(リスクコミュニケーション) 食品の安全性の確保のためには、事業者による取組や行政による監視・指導に加え、県 民、食品関連事業者等、行政が互いの役割や責任を理解して信頼関係を構築し、協力し合 うことが必要です。このためには、関係者が食品の科学的で正しい知識や健康危機管理情報 などの食品関連情報を共有し、共通認識を持つことが重要であり、いわゆるリスクコミュニケ ーションを推進する必要があります。
- 県民の食に関する正しい知識の向上

安全で安心な食生活を営むためには、食品の安全性に関する科学的な正しい知識の習得と、それに基づく正しい判断を行うことが重要であり、このためには、県民や食品関連事業者等に対する積極的な学習の機会や情報の提供など、効果的なリスクコミュニケーションの推進が必要です。

第3章 計画の必要性

本県では、食の安全・安心の確保のため、平成14年度に「岡山県食の安全基本方針」及び「岡山県食の安全推進プラン」を策定し、全庁横断的に、また、民間との協働により各種の施策や、県民が安全で安心した食生活を営むために必要な課題に取り組んできたところです。

しかし、本県の食の安全相談窓口には、県民、食品関連事業者等から食に関する様々な相談が寄せられ、また、平成19年9月に実施した食の安全・安心推進計画策定に関する意見交換会におけるアンケート調査結果でも、参加者のうち食の安全に関して、何らかの不安を感じている人の割合が9割を超えるという状況でした。

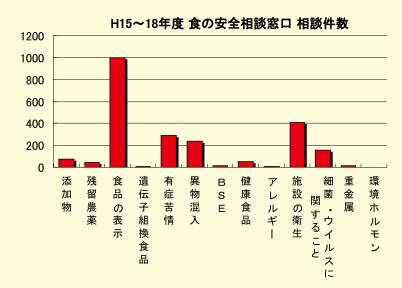
このような食に関する県民の意識や「岡山県食の安全基本方針」及び「岡山県食の安全推進プラン」の進捗状況を踏まえ、新たに条例に基づく計画として平成20年度から平成22年度までの間の本県の食の安全・安心への基本方針を県民に明らかにし、また、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たに「岡山県の食の安全・安心推進計画」を策定することとしました。

食の安全相談窓口における県民からの相談結果(4カ年の合計)

1 食品表示 : 996件

2 施設の衛生:413件3 有症苦情 :289件

4 異物混入 : 236件



(備考) 食の安全相談窓口

食の安全に係る相談窓口として、各保健所(岡山市、倉敷市を除く)、県民生活課、生活衛生課に設置し、県民からの相談に対して、的確かつ円滑に対応を行っています。

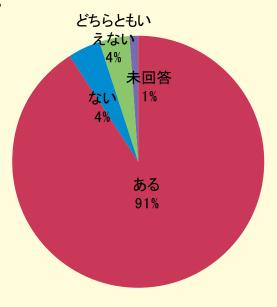
食の安全・安心に関する県民の意識調査結果

食の安全・安心推進計画策定に係る意見交換会アンケート調査結果(H19.9実施)

問1 食品の安全性に不安がありますか?

アンケート回収率 72% (262/364)

ある238名 (91%)ない11名 (4%)どちらともいえない11名 (4%)未回答3名 (1%)



問2 どのような事柄に不安を感じますか? (3つまで)

1 食品添加物:138件

2 残留農薬 : 124件

2 輸入食品 : 124件

4 偽装表示 :106件



第4章 計画の概要

1 達成すべき目標

「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」では、関係者の協働のもと、「生産から消費に至る一連の各段階における食の安全・安心の確保」及び「県及び食品関連事業者等による積極的な情報公開並びに県、食品関連事業者等及び県民による情報の共有及び相互理解を図ることによる食の安全・安心の確保」という基本理念を掲げています。

この基本理念を踏まえ、本計画では、次の2つの目標を「達成すべき目標」とし、計画の推進を図っていきます。

(1) 県民の食に対する信頼の確保

近年の食品に関する様々な事件・事故の発生は、食品関連事業者等の倫理観の欠如もその一因となっており、多くの県民が食品の安全性に不安を感じています。

食品の安全性を確保するためには、行政をはじめ、食を取り巻くすべての関係者が 相互理解のもと、協働して取り組まなければなりません。

したがって、食品の安全性に第一義的な責務を有している食品関連事業者等の自主 的な取組を促進するとともに、県民をはじめ食品関連事業者等との情報や意見の交換 などを行うことにより、県民の不安を解消し、食に対する信頼を高める施策の充実を図 ります。

(2) 安全・安心な食生活の実現

食品の安全性を確保するためには、県民の健康の保護を最重視し、人の健康への 悪影響を未然に防止する観点から、生産から消費に至る一連の各段階における食の安 全・安心の確保を通じて、科学的な知見に基づいた施策を適切に実施する必要があり ます。

したがって、生産から消費に至る一連の各段階で科学的知見に基づいた施策を進めるとともに、科学的かつ総合的な施策を進めるために、基礎となる調査研究や人材育成など、食品の安全性を確保するための体制基盤の充実を図ります。

2 基本方針

2つの「達成すべき目標」の実現を図るために、次に掲げる事項を基本方針として 各種取組を進めていきます。

(1) 生産、加工、製造における食の安全確保

食品の安全性の確保を図るためには、まず第一に、安全で安心できる食品の生産、加工、製造の確保が最も基本的で重要なことです。そのために、県内で作られる食品が適切な管理のもと、生産、加工、製造されるよう、安全対策の確保、充実強化や食品関連事業者等への必要な知識の普及啓発等、各種施策に取り組みます。

(2) 流通、販売、消費における食の安全確保

県内で消費される食品の安全性を確保するためには、県内で生産された食品を始めとして、県内を流通する県外産食品及び輸入食品を含めたすべての食品について、安全性を確保することが必要です。そのために、全ての食品が衛生的に取り扱われるよう、適正表示の点検や監視指導、試験検査の強化等、各種施策に取り組みます。

(3) リスクコミュニケーションの推進

食品の安全性への信頼を確保するためには、行政による監視指導や生産者の自主 的な取組だけで達成されるものではなく、消費者、食品関連事業者等、行政が相互 に理解し、協働して取り組むことが必要です。そのために、消費者、食品関連事業者 等 行政が相互理解し、信頼関係を築くことができるよう、各種施策に取り組みます。

(4) 協働の推進

計画の効果的、効率的な推進を図るためには、食の安全・食育推進協議会との協働をはじめ、各団体等との連携、協働が必要です。そのため、食の安全・食育推進本部が中心となって食の安全・食育推進協議会や各団体等と協働により、人材の育成活用を推進するなど各種施策に取り組みます。

食の安全・安心推進計画(イメージ図)

県民の健康で豊かな生活の実現

達成すべき目標

県民の食に対する 信頼の確保

安全・安心な 食生活の実現

各個別の数値目標の達成

基本方針

生産、加工、製造における 食の安全確保

〇農林水産物・畜産物の生産にお ける食の安全確保

---等

リスクコミュニケーションの 推進

〇県民·食品関連事業者等·行政間 における情報・意見交換の推進

流通、販売、消費における 食の安全確保

- ○県内流通食品の安全確保の推進 ○自主回収の報告、健康危害情報 の公表

協働の推進

○食の安全・食育推進協議会の運営

---等

岡山県の食を取りまく現状と課題

○食に関する生産から消費までの一貫した安全確保

○食品関連事業者等による自主的な衛生管理の向上と積極的な情報発信

○食に関する正しい理解を得るための情報提供・相互理解

(リスクコミュニケーション)

課題

〇県民の食に関する知識の向上

○食に関する不安の増大 (残留農薬、遺伝子組換え食品・・・等)

現状 ○食に関する健康危害の発生(ノロウイルスによる健康危害・・・等)

○食育との連携 (食品関連事業者等における食育の推進・・・等)

○食品流通の複雑化、広域化 (輸入食品、加工食品・・・等)

10

食の安全·安心推進計画 体系図 基本方針 施策の方向

| 農林水産物・畜産物 の生産における食の安 全確保

BSE対策の確保

Ø

2 食品の加工・製造に 対する安全対策の充実 強化

| 生産、加工、製造 における食の安全 確保

製造者 生産・加工・への普及啓発 ო

県内流通食品の安全 確保の推進

食品表示の適正化の 推進 S

試験検査の強化 ო 1 県民・食品関連事業 者等・行政間における 情報・意見交換の促進

コミュ この に 単

√ m スシ \neg

7

ന

県民の食に関する科学的知識の向上 0

2 (社)食品衛生協会、愛 育委員連合会、栄養改 善協議会等による自主 活動の推進 食の安全・食育推進 協議会との協働 N

協働の推進

4

基本施策

ーサビリティシステムの充

高病原性鳥インフルエンザ防 疫対策

加工・製造・調理施設に対する 監視の充実

中毒の予防

生産現場への普及啓発

加工・製造・調理者への普及 啓発

県内流通食品の監視の強化

自主回収の報告の徹底・周 知、健康危害情報の公表

品の適正表示の点検

食品表示制度の普及啓発

2 流通、販売、消費 における食の安全 確保

2

県内流通食品の検査の強化

査による表示項目の点検強 (アレルギー、遺伝子組換え

食品関連事業者等からの情報 発信への働きかけ インターネット等を利用した情報発信

県民からの相談への対応 パブリックコメントの実施

県民、食品関連事業者等、行 政による意見交換会の実施 地産地消の推進 科学的な体験による食の安全・安心への理解 製造等現場で体験する食の安全・安心への理解

食の安全・食育推進協議会の 運営

協働を進める人材の育成・活用

各施策

施策番号

生産段階のBSE対策の推進 BSEスクリーニング検査

D.

加工・製造・調理施設等に対する監視指導 HACCPシステムの導入支援 社会福祉施設等給食施設一斉点検 大量調理施設一斉点検 水産食品の衛生確保のための指導 学校約食衛生管理講習会 給食施設管理者・従事者研修会の開催

12

200c

食品媒介感染症患者等の発生情報の提供 食中毒発生防止の啓発活動 食品衛生月間 食中毒注意報の発令 食中毒注意報の発令

13 113 113

20 13 20 18

施 施 施 策 策 策 策 農薬の安全・適正使用指導 養殖魚の水産用医薬品の残留検査 貝類汚染監視調査 有機無農薬農業の推進 添加物使用の法遵守指導 営業者・従事者向け普及啓発講習会

県内流通食品の監視の強化 健康食品等の監視の強化 食品衛生監視指導計画の策定 食品衛生責任者講習会岡山県学校給食研究協議大会

24 27 28

開 条例第18条に基づく自主回収着手報告の徹底及び周知

29

30

食品の表示合同点検

3

食品表示に関する研修会等の開催

33

32

34

収去検査 県内流通農産物の残留農薬検査 有害物質のモニタリング調査 県内流通食品の0157汚染調査 生食用カキのNV (ノロウイルス)検査 食品残留農薬等一日摂取実態調査 食肉等の残留有害物質調査 健康食品買い上げ調査 苦情食品の検査 食肉等の細菌汚染実態調査 試験検査の業務管理(GLP)

学校給食用パン・めん抜取調査等委託事業

47 8

> 食環境整備事業 「栄養成分表示の店」登録事業、おいし一ヘルシー提供店 支援 食の安全サポーター拡大事業 -ムページ「健康おかやま21」の充勇 ージ「食べ物安全探検ねっと

49

21

づくり推進事業 つくり手買い手のいいものづくり推進事 栄養食品普及指導事業の実施 食の安全相談窓口の設置及び充実 各種普及啓発媒体(冊子等)の作成パブリックコメントの実施 食品表示110番

62

食の安全・食育推進協議会」の運営

63

施策 「検定一晴れの国おかやまの食ー」とリスクコミュニケーターの養成 地域食育推進リーダー研修会

64

65 99

食品衛生指導員による巡回指導

第5章 食の安全・安心推進施策

基本方針1 生産、加工、製造における食の安全確保

施策の方向1 農林水産物・畜産物の生産における食の安全確保

農林水産物・畜産物の安全・安心を確保するためには、生産履歴情報の整備の推進、B SE対策、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策などを講じる必要があります。

現状

生産履歴情報

○野菜・果物

JAグループが進める生産履歴の記帳運動について、記帳データの整備等に対し支援するとともに、白桃、マスカット、千両なす等の11品目についてホームページを通じて消費者に生産者の取組等に関する情報提供を行っています。

〇牛肉

平成13年9月に国内で初めてBSE罹患牛が確認されたことから、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が制定されました。

これに伴い、県では県産食肉に対する消費者の信頼を確保するために、平成14年10 月から県独自のトレーサビリティシステムを構築し、ホームページ上で公開しています。

○カキ

養殖水産物の鮮度と安全性に対する信頼感を高め、消費者に対して安全・安心な水産物を提供するため、平成16年から邑久町漁協、岡山県漁連が岡山カキのトレーサビリティシステムを導入し、ホームページ上で生産者名、漁場名、加工日、消費期限、衛生検査結果などの生産情報を公開しています。

BSE対策 (?)

○と畜場におけるBSE対策

厚生労働省は、国内における最初のBSE発生から1か月余り経過した平成13年10月18日に、欧州各国より厳しいと畜牛の全頭検査及び特定危険部位(SRM)の除去を実施することとしました(現在、法によるBSEスクリーニング検査対象は21か月齢以上と定められています。)。

平成20年1月15日現在、国内で確認されたBSE感染牛は34頭で、そのうち21頭は と畜場で確認されたものです。

本県でも、平成18年4月に県が実施しているスクリーニング検査で、BSE罹患牛が確認され、当該牛を焼却処分することにより安全が確保されました。

○飼料原料の給与規制対策

我が国でBSEが発生する以前、特に乳牛の乳量を増加させるため、タンパク質が 豊富な肉骨粉を使用した飼料を与えていました。

しかし、平成13年9月10日にBSEが発生した際、既にBSEが発生していた英国における疫学調査の結果、BSEプリオンに感染した牛由来の肉粉骨 (**) が飼料として牛に給餌されたことが原因で、BSEが世界的に広がった事を踏まえ、農林水産省は飼料原料に肉骨粉を使用した飼料の給与を全面的に禁止しました。

○死亡牛のBSE検査

肉骨粉等の飼料原料の給与規制等によるBSE感染経路の遮断措置が、的確に実行されていることを検証するため、家畜伝染病予防法に基づいて、24か月齢以上の死亡牛の全頭検査を実施しています。

○県内のと畜場におけるBSE検査頭数実績

平成13年10月18日以来、BSE全頭検査が行われています。

平成16年度以降のBSE検査頭数実績

年度	岡山県営	と畜場	倉敷と畜場		
一	陰 性	要確認	陰 性	要確認	
平成16年度	7,033	0	110	0	
平成17年度	7,485	0	59	0	
平成18年度	7,663	0	20	0	

年 度 津山市食		12理センター	井原市食肉	マンター	計		
一 及	陰 性	要確認	陰 性	要確認	陰 性	要確認	
平成16年度	6,264	0	54	0	13,461	0	
平成17年度	5,680	0	57	0	13,281	0	
平成18年度	5,222	1	51	0	12,956	1	

R BSE

BSEとはBovine spongiform encephalopathyの略で、牛海綿状脳症と呼ばれます。英国で最初に発見された牛の病気で、脳に多数の空胞ができてスポンジ状になるのが特徴です。病原体は異常プリオンで、発病すると異常行動をきたし最終的に死亡します。

🔐 肉骨粉

肉骨粉とは、牛や豚などの家畜をと畜解体する時に出る、食用にならない部分などを 処理した後、乾燥して作った粉末状のものです。

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策 🕼

○養鶏農場における検査

県内5箇所の農場において、毎月1回のウイルス分離検査を実施して、本県への高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入をモニタリングし、安全性を確認しています。 また、異常鶏の早期発見のため、家畜伝染病予防法に基づく立入検査を実施して、 生産段階において、異常な鶏肉や鶏卵が食用へ流通することを防止しています。

○食鳥処理施設における検査

平成16年1月に国内で初めての高病原性鳥インフルエンザが発生して以降、食鳥処理場に搬入された鳥(にわとり、あひる、七面鳥)について、異常が認められた場合、高病原性鳥インフルエンザ検査簡易キットを用いてモニタリング検査を行い、陽性反応が出たら関係機関と連絡を取り、施設の消毒等の対応をすることとしています。現在まで、食鳥処理施設では、異常が認められたような事態は発生していません。

(高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザとは、鳥がA型インフルエンザウイルスに感染して起こる病気のことです。 家畜伝染予防法では、鶏、あひる、うずら、七面鳥に感染し、高率に死亡させる病原性の高いも の、若しくはH5あるいはH7亜型などの特定の種類のものを、高病原性鳥インフルエンザと定 めています。

課題

トレーサビリティシステム

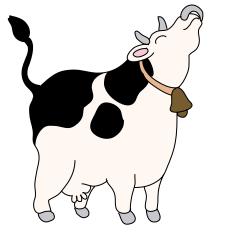
- ○生産履歴の記帳作業の軽減と情報内容の充実の推進
- ○生産履歴に関する情報に加え、消費拡大につながる情報提供の推進
- ○生産履歴情報の更新及びシステム認知の向上

BSE対策

- ○飼料原料の給与規制対策の徹底
- ○BSE検査の確実な実施と情報提供
- ○特定危険部位(SRM)の除去の徹底
- ○BSEの正しい知識の普及

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策

○高病原性鳥インフルエンザ発生時の迅速な対応と情報提供





推進施策と指標

トレーサビリティシステムの充実

ん 施策1 農産物のトレーサビリティシステム

施策2 食肉の安全・安心対策

「農場から食卓まで」の生産履歴情報を提供するトレーサビリティシステムを構築し、県産農産物、牛肉、カキに対する消費者の信頼を確保するとともに、ホームページ等で内容の充実を図りながら、生産振興と地産地消を推進します。

BSE対策の確保

「施策3 生産段階のBSE対策の推進

施策4 BSEスクリーニング検査

生産段階のBSE対策として、飼料製造工場への立入検査、畜産農家への適正な給与指導、死亡牛のBSE検査及び生産者・消費者への情報提供を継続して実施します。

食肉(牛肉)の安全·安心確保のため、21ヶ月齢未満の牛を含めたBSEスクリーニング全頭検査を当面の間、実施します。

計画 生産段階のBSE対策を継続して行います。

項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
飼料製造工場に対する監視・指導	目標	14以上	14以上 14以上 14以上 14具			14以上
(箇所)	実績	17				
畜産農家に対する飼料給与の監	目標	140以上	140以上	140以上	140以上	140以上
視・指導(戸)	実績	157				
	目標	同右	全戸×2回以上			
田庄辰水に刈りる下の血忱・相等	実績	3,666				
死亡牛のBSE検査	目標	同右	24ヶ	月齢以上の	全ての死	亡牛
元と中のBSE快重	実績	788				
と畜場におけるBSEスクリーニン	目標	全頭検査の実施	当面全頭検査を実施			
検査の実施	実績	12,957				



高病原性鳥インフルエンザ防疫対策

施策 5 発生防止対策

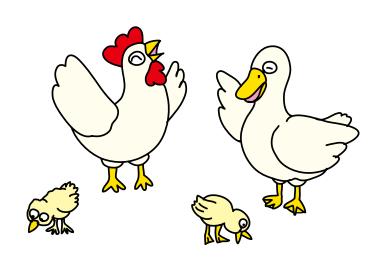
生産段階の高病原性鳥インフルエンザ対策として、発生防止対策の指導、異常鶏の早期通報体制の整備、養鶏農場に対する検査及び生産者・消費者への情報提供を継続して実施します。

なお、平成18年度以降は、千羽以上を飼養する全採卵養鶏場においても、毎年1 回以上のモニタリングを実施しています。

計画発生防止対策を継続して行います。

項目/年度		H18	H19 H20 H21 H2				
死亡羽数の報告要求	目標	- *	全養	鶏農場から	毎月報告	要求	
元 L 初 数 O 和 D 安 不	実績	206戸					
モニタリング	目標	- *		5戸×12ヶ	月/年		
モーグリング	実績	60回					
養鶏農場への立入検査	目標	- *		全戸×	2回		
食 烔 辰 勿 、	実績	1,020回					

[※] 現状(H18年度値)で特に目標設定を行っていません。



基本方針1 生産、加工、製造における食の安全確保

施策の方向2 食品の加工・製造に対する安全対策の充実強化

県内で製造・加工される食品の安全対策の徹底を図るとともに、食中毒の発生などによる健康危害を未然に防止する必要があります。

現状

加工、製造、調理施設への監視の充実

県では、「岡山県食品衛生監視指導計画」 (と基づき、食品の加工施設、製造施設、調理施設の監視を行い、法の遵守等の指導を行っています。

○給食施設の管理者・従事者研修会の開催状況

栄養管理、衛生管理が適正に行われた給食が提供できるよう、給食施設の管理者及び従事者に対して、研修会を開催しています。

(12) 岡山県食品衛生監視指導計画

この計画は、食の生産から流通・販売に至るまでの安全確保と、県民に対する食への安心の拡大を図るため、食品衛生法に基づいて毎年策定するものです。県では、この計画に基づき、食品関連事業者に対して監視指導を実施し、実施結果は県のホームページや各保健所の窓口で公表しています。



なお、岡山市、倉敷市も独自の計画を策定しています。

食中毒等の発生状況

本県における食中毒の発生状況は毎年10件から16件程度で推移しており、その患者数は毎年200から1,000人程度となっています。

食中毒の原因となる物質では、主にノロウイルス(い)、サルモネラ属菌、動物性自然毒、 腸炎ビブリオ等で、特に最近、ノロウイルスによる食中毒が増加傾向にあります。

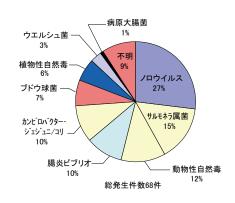
このため、県では食中毒発生防止啓発活動、食中毒注意報の発令などにより注意喚起を行うとともに、発生時の原因究明、公表による被害の拡大防止に努めています。

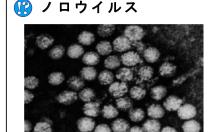
また、食品媒介感染症の発生情報についても公表し、被害の拡大防止に努めています。

	H14	H15	H16	H17	H18
食中毒発生件数	10	16	14	12	16
食中毒患者数	142	500	336	250	993

食中毒の発生状況(H14~H18)

原因物質別食中毒発生状況(H14~H18)



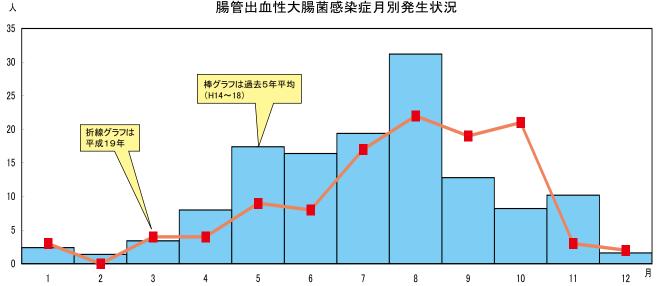


ノロウイルスは、食中毒 を起こす細菌が、食いまないまない。 と一緒に体内に入り、 と一緒に体内に入り、 いいで増殖し、 いいで増殖し、 いいで増殖が、 はいで増殖が、 はいで増殖が、 はいで増殖が、 はいで増殖が、 はいではない。 はいまではます。

食品を媒介する感染症等の発生状況

① 腸管出血性大腸菌感染症

腸管出血性大腸菌感染症月別発生状況



🔐 腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症

腸管出血性大腸菌とは、O157などに代表される病原性大腸菌の一種です。

大腸菌は、家畜や人の腸内にも存在し、そのほとんどは害はありません。しかし、一 部に下痢を起こすなどの病原性を持つものがあります。

特に、血便を伴う激しい下痢 や溶血性尿毒症症候群(HUS)を起こす毒素を産生す るものを腸管出血性大腸菌と呼んでいます。

②本県の社会福祉施設等における感染性胃腸炎発生状況(H18.10~H19.4)

施設の種類	施設数	患者数
高齢者保健福祉施設	32	1,085
その他の保健福祉施設	7	231
医療機関	4	145
学校等	4	42
計	47	1,503

(岡山市、倉敷市を除く) 平成18年冬期はノロウイルスによる 感染性胃腸炎の集団感染が多発し ました。

課題

加工・製造・調理施設への監視の充実

- ○効果的・効率的な監視指導の推進
 - ・食品衛生監視指導計画に基づく効果的、効率的な監視指導の実施
 - ・食中毒等健康危害発生状況等を踏まえた効果的な監視指導の実施
- 〇HACCPシステム 🔐 の普及啓発
 - ・大量製造、広域流通食品製造施設に対するHACCPシステムの導入指導
 - ・その他施設に対するHACCP手法の普及啓発
- ○大量調理施設等の安全確保
 - ・ 学校給食等大量調理施設における食中毒の発生防止対策の推進
- ○水産食品の衛生確保
 - ・カキ、ふぐ等水産食品を原因とする食中毒等健康危害の発生防止

HACCPシステム

<u>Hazard Analysis Critical Control Pointの略です。</u>

HACCP(危害分析重要管理点)システムは、米国航空宇宙局(NASA)における宇宙食の安全確保のため開発された高度な衛生管理手法です。食品の原材料の生産から最終製品が消費者に消費されるまで、すべての段階について発生する危害を調査(分析)します。そして特に重点的に管理する工程(点)を特定し、連続的に監視および記録することで危害を未然に防ぐ衛生管理手法です。

食中毒の予防

- ○食中毒の発生防止対策の充実
 - ・発生の多い夏場における食中毒発生防止の啓発と大量調理施設等における安全対策 の徹底
 - ・秋期から冬期にかけてのノロウイルス対策の推進
- ○食品媒介の感染症対策の推進
 - ・腸管出血性大腸菌に起因した感染症の原因究明と発生防止対策
 - ・ノロウイルスに起因した感染症の原因究明と発生防止対策
- ○迅速な食中毒情報の提供と被害拡大防止対策の充実
 - ・食中毒注意報の発令
 - ・食中毒発生時の原因究明及び原因施設の公表

推進施策と指標

加工・製造・調理施設に対する監視の充実

施策6 加工・製造・調理施設等に対する監視指導

施策 8 社会福祉施設等給食施設一斉点検

施策 9 大量調理施設一斉点検

「岡山県(岡山市、倉敷市)食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設に 監視指導を行います。特に社会福祉施設や、大量調理施設については一斉点検を行い、効果的に監視指導を行います。また、重点監視施設にはHACCPシステムに 基づいた監視指導を行います。

計画 効果的・効率的な監視指導を継続します。

項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
加工・製造・調理施設等に対する 目標監視件数達成率	目標	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上
(監視件数/監視目標施設数)	実績	128%				
社会福祉施設一斉点検 監視達成率(4~6月)*	目標	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上
(点検期間内監視件数/ 対象施設数)	実績	87%				
大量調理施設一斉点検 監視達成率(8~9月)*	目標	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上
(点検期間内監視件数/ 対象施設数)	実績	79%				

※ 岡山県単独事業です。

<施策7 HACCPシステム導入支援>

本県では、中国四国厚生局と連携を図りながら総合衛生管理製造過程承認施設に対する定期的な監視指導及び、承認を希望する施設に対する助言等の導入支援を行っています。また、総合衛生管理製造過程の対象食品以外の施設に対しても、HACCPの考え方に基づいた衛生管理手法の導入等指導を行っています。

<施策10 水産食品の衛生確保のための指導>

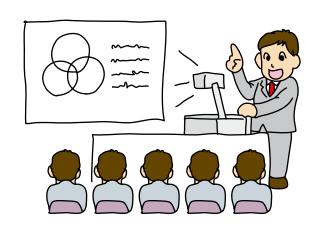
カキやふぐによる食品事故を防ぐため、流通量の増える時期に生産、加工、流通施設等の一斉点検を実施するほか、ふぐについては、岡山県ふぐ調理等規制条例に基づき、ふぐ調理講習会の指定を行い、適正な処理の指導に努めます。

<施策11 学校給食衛生管理講習会>

学校給食用食材の適切な品質管理、衛生管理、調理方法等について、学校給食関係者の認識を深めるとともに、栄養教諭・学校栄養職員の資質や技能の向上を図ることを目的とし、食中毒予防など学校給食における衛生管理講習会を実施します。

く施策12 給食施設管理者・従事者研修会の開催>

給食施設の管理者や従事者を対象として、栄養と衛生の基礎知識や栄養管理と衛生管理等に関する研修を行い、適正な給食の提供を確保し、利用者の健康保持・増進を図ります。



食中毒の予防

施策14 食中毒発生防止の啓発活動

施策15 食品衛生月間

食中毒の発生が懸念される8月は国において「食品衛生月間」と定められており、 県でも食中毒発生防止のため、(社)岡山県食品衛生協会等との協働により、講習会、 研修会等の開催や街頭キャンペーン等による普及啓発活動を行うほか、広報誌やホ ームページなどのあらゆる広報媒体を活用して、食中毒発生防止の普及啓発などに 取り組みます。

計画 食中毒発生防止の啓発活動に継続して取り組みます。

項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
講習会、研修会の開	目標	19回以上	19回以上	19回以上	19回以上	19回以上
催	実績	18回				
街頭キャンペーン	目標	13回以上	13回以上	13回以上	13回以上	13回以上
因或(()	実績	13回				
横断幕の設置	目標	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上	3回以上
	実績	3回				
啓発チラシの配布	目標	9,000枚	9,000枚*	9,000枚**	9,000枚**	9,000枚*
		以上	以上	以上	以上	以上
	実績	9,500枚				







※ 岡山県、倉敷市の目標合計数です。

<施策13 食品媒介感染症患者等の発生情報の提供>

腸管出血性大腸菌感染症の多発時期において、「注意報」、「警報」を発令するなど、 食品媒介感染症について、各種啓発媒体の活用や関係団体の協力等により、消費者、食 品関連事業者等に注意を呼びかけます。

また、社会福祉施設等における感染症の集団発生の予防と発生時の迅速かつ適切な対応を徹底するため、各保健所ごとに研修会を開催します。

く施策16 食中毒注意報の発令>

食中毒の発生しやすい高温・多湿な気象条件となり、食中毒の多発が予想される場合、食中毒注意報を発令し、県民に対し、正しい食品の取扱いや食品衛生に関する注意を喚起することにより、食中毒発生の未然防止と食品衛生意識の高揚を図ります。

<施策17 食中毒発生時の調査>

食中毒発生時には、関係者からの聞取調査、食品検査、検便の実施等により、迅速に 原因究明を行うとともに、被害の拡大防止や食中毒の再発防止に努めます。

基本方針1 生産、加工、製造における食の安全確保

施策の方向3 生産・加工・製造者への普及啓発

食品関連事業者等へ法令等の普及啓発を行うとともに、農薬の適正使用等の取組を推進することによって、食の安全を確保する必要があります。

現状

生産現場への取組

○農薬の安全・適正使用指導

農薬の流通・使用における適正な取扱いを図るため、現場における指導的な立場に ある者を「農薬管理指導員」として認定し、研修会において農薬の適正使用を徹底し ています。

○おかやま有機無農薬農産物

「おかやま有機無農薬農産物」 (?) の生産拡大を図り、その優秀性をPRするため、認定集団等の生産基盤の整備、入門研修の実施等により新規生産者を育成するとともに、有機無農薬農産物フェアを開催するなど、おかやま有機無農薬農産物の生産振興や販売促進に取り組んでいます。

🔐 おかやま有機無農薬農産物

本県では、全国に先駆けて有機無農薬農業に取り組み、平成13年からは「有機JAS規格(有機農産物の日本農林規格)」を基本に、農薬・化学肥料を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」を独自に認定しています。

「おかやま有機無農薬農産物」の認定を受けるには、生産者は 2年以上前から農薬や化学肥料を使わないで、田畑の土づくりを 行わなければなりません。その作業記録や各種の伝票などによ り、多くの書類を作成し、有機JASの登録認定機関へ提出し、厳 正な書類審査と現地検査を合格したものだけが認定されます。



<認証マーク>

水産魚介類への安全確保

○養殖場への監視・指導

養殖生産者等に対して、薬事法に基づく医薬品等の 適正使用の指導等を実施するとともに、養殖魚を対象と して、水産用医薬品の医薬品残留検査を行っています。 また、魚病の発生・伝播の防止、魚病被害の軽減を図 るため、養殖生産者等に対し講習会等を開催し、防疫対 策の推進に努めています。



<医薬品の使用手順等の指導の模様>

○医薬品残留検査の実施

本県では、県北部でマス類 (アマゴ、ニジマス、イワナ) の養殖が盛んであり、養殖 生産者の数も多いことから、主にアマゴを対象として医薬品残留検査を実施していま す。

○貝毒調査の実施

毎年度、貝毒調査計画等に基づき、貝毒原因プランクトン調査、貝毒検査を行っています。また、検査の結果、基準値(麻痺性貝毒4MU 下痢性貝毒0.05MU)を超えた場合には、県民への注意喚起のため、公表するとともに生産者に対しては、出荷の自主規制等を指導しています。

(MU:貝毒の毒量の単位 (マウスコニット) のことで、規制値が設定されています。)

食品関連事業者等への普及啓発

○添加物の適正使用指導

「岡山県食品衛生監視指導計画」に基づく立入りの際、添加物使用業者には食品衛生法に準じた適正な添加物の使用を指導しています。

○講習会による普及啓発

食品営業者や食品を取り扱う調理従事者への食品 衛生知識の向上を図るため、講習会の開催や講師を 派遣しています。

また、食品衛生法による営業許可施設では食品衛生責任者 (?) を設置しなければならないため、衛生管理及び食品衛生法等に関する講習会の開催や講師を派遣し、食品衛生に関する意識・知識のレベルアップを図っています。



<講習会の様子>

(食品衛生責任者

食品営業施設の営業者は、岡山県食品衛生法施行条例第2条に基づき、各施設や部門ごとに「食品衛生責任者」を設置しなければなりません。この食品衛生責任者は調理現場での衛生管理を行い、また、従事者の衛生教育に努め、食品の取扱いが衛生的に行われるよう自主管理体制の確立を図る役目を担ってます。

食品衛生責任者になるためには、定期的に開催される養成講習会を受講する必要があります。受講者には、修了証とプレートが交付されるので、プレートは営業施設の見やすい場所に掲示します。



課題

生産現場への普及啓発

- ○農薬の安全・適正使用指導
 - ・農薬取締法に基づく農薬の安全・適正使用の継続的な啓発・指導
- ○有機無農薬農業の推進
 - ・新規栽培者の掘り起こし
 - ・技術の確立・普及、生産機械・施設整備支援による生産拡大

- ・「おかやま有機無農薬農産物」の適正表示と管理の徹底
- ・消費者へのPRと販売促進によるブランドの定着化
- ○魚介類の監視調査等
 - 抜本的な魚病対策の推進
 - ・年間を通した監視体制の強化

加工・製造・調理者への普及啓発

- ○監視指導・講習会等による普及啓発
 - ・加工・製造・調理者の専門的知識の向上
 - ・食中毒予防のための知識の向上と衛生管理の徹底

取組内容・取組指標

生産現場への普及啓発

- 施策18 農薬の安全・適正使用指導
- 施策19 養殖魚の水産用医薬品の残留検査
- 施策20 貝類汚染監視調査

農産物や水産物の生産現場における監視指導、有害物質の検査等を継続して行います。

計画 生産現場への監視指導、検査を継続して行います。

項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
		1110	111.0	1120	1121	1122
農薬管理指導員認定研修	目標	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上
会開催数	実績	6回				
養殖場監視指導達成率*1	目標	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上
	実績	100%				
貝毒検査件数達成率	目標	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上
(68件)	実績	100%				
ノロウイルス監視調査達成率	目標	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上
	実績	102%				
ノロウイルス調査検体数	目標	318以上	105以上	105以上	105以上	105以上
	実績	324**2				

- ※1 (監視指導件数/監視指導目標施設数)
- ※2 これまで環境水及びカキむき身検体について検査を実施してきたが、ノロウイルスの海域での分布状況が把握できたため、今後はカキむき身について効率的に行うこととした。

施策21 有機無農薬農業の推進

有機無農薬農業による農産物の生産拡大を図ります。

計画 有機無農薬農産物生産量の増産を図ります。

項目/年度		H18	~	H20	~	H23
有機無農薬農産物の生産	薬農産物の生産 目標			1,500t/年		1,600t/年
	実績	1,453t/年				

加工・製造・調理者への普及啓発

<施策22 添加物使用の法遵守指導>

食品関連事業者への立入調査を行い、食品添加物の使用実態の把握、収去検査等による適正使用や表示の指導を行います。

<施策23 営業者・従事者向け普及啓発講習会>

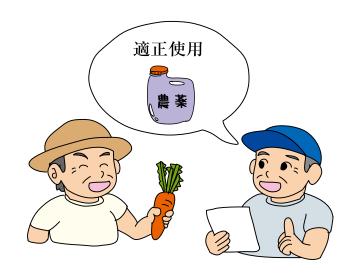
食品関連事業者や各団体が実施する食品衛生講習会へ講師を派遣するなど、広く食品衛生の普及啓発に努めます。

〈施策24 食品衛生責任者講習会〉

食品衛生法で定められている営業許可施設に設置されている食品衛生責任者に対して、(社)岡山県食品衛生協会と連携し、衛生管理・法令遵守等の講習を行います。

<施策25 岡山県学校給食研究協議大会>

学校給食の意義と役割について認識を深め、また、充実を図るため、当面する諸問題 (衛生管理、栄養管理、健康問題等)について研究・協議を行い、管理運営の改善等学 校給食の資質向上を図ります。





基本方針2 流通、販売、消費における食の安全確保

施策の方向1 県内流通食品の安全確保の推進

「岡山県(岡山市、倉敷市)食品衛生監視指導計画」に基づき、食品販売施設等への監視指導の強化による安全性の確保に努めるとともに、「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」 (F) に基づく自主回収の報告、健康危害情報の公表等、条例の適正な運用により、食の安全確保を図ります。

現状

流通食品の監視指導状況

○岡山県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施

「岡山県(岡山市、倉敷市)食品衛生監視指導計画」は、食を取り巻く環境の変化及び地域の実情等を勘案し、年度ごとに策定し公表しています。この計画に基づいて、県内で製造された食品に加え、輸入食品や県外で製造された食品等の安全を確保するために、保管状況や表示の確認、検査の実施等についての監視を行っています。

<食品販売店舗監視指導実績>(岡山市、倉敷市は除く)

	H16	H17	H18
販売店舗監視実績	14,184件	27,915件	15,376件

(備考: H17年度は岡山県において国体が開催されたため、特に、監視を強化しました。)

自主回収の報告、健康危害情報の公表

「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」に基づく、自主回収報告制度の定着を図るとともに、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる食品などが流通している場合、健康危害情報を公表し、食品等による人の健康への危害の拡大防止に努めています。

😰 「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」

平成18年12月に、県民の健康で豊かな生活の実現のため、食の安全・安心を確保するとともに食育を推進することを目的として制定した条例です。

県では、この条件に基づき、食の安全・安心の確保と食育の推進に一体的に取り組むとともに、生産から消費に至るすべての関係者が食の重要性を認識し、県民、食品等関連事業者等、行政のそれぞれの責務と役割を明らかにして、食の安全・安心の確保と食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開することとしています。

課題

県内流通食品の監視の強化

- ○輸入食品の増加、広域流通食品に対応する監視の強化
- ○時代のニーズに応じた監視計画の施策と監視の実施

自主回収の報告 健康危害情報の公表

- ○自主回収報告制度の県民への周知・徹底
- ○健康危害情報の迅速かつ的確な公表

取組内容・取組指標

県内流通食品の監視の強化

施策26 県内流通食品の監視の強化

施策27 健康食品等の監視の強化

通常の監視に加え、集中監視や重点監視を実施し、食品販売施設等を対象に不良食品 や表示等の監視を実施します。また、大型食料品販売店等の重点施設については、年2 回以上の監視を行います。

健康食品については県内の製造業者に重点をおき、衛生管理等の監視指導を行うとと もに、販売店における適正表示、誇大広告の防止等の監視指導を行います。

計画 県内流通食品の監視を継続して行います。

項目/年度	H18	H19	H20	H21	H22	
大型食料品販売店(重点施設)	目標	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上
の監視達成率*	実績	164%				
健康食品監視目標件数	目標	300件	300件	300件	300件	300件
(販売店)*	実績	316件				

[※] 岡山県独自事業です。

<施策28 食品衛生監視指導計画の策定>

食品衛生法第24条の規定に基づき、「岡山県(岡山市、倉敷市)食品衛生監視指導計画」を策定し、適正な監視指導に努めます。

自主回収の報告の徹底・周知、健康危害情報の公表

施策29 条例第18条に基づく自主回収着手報告の徹底及び周知

施策30 条例第20条に基づく適切な健康危害情報の公表

条例の趣旨の徹底を図るため、消費者や事業者向けの啓発パンフレットを作成・配布 し、また、食品衛生責任者講習会等で条例の説明を行うことなど「自主回収報告制度」 等の周知を図り、不良食品等の適切で迅速な回収を促進します。

また、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる食品等が流通している場合、迅速に情報を公表し、健康危害の未然防止に努めます。





基本方針2 流通、販売、消費における食の安全確保

施策の方向2 食品表示の適正化の推進

食品表示は、消費者が食品を購入する際、その食品の安全に関する判断材料の一つであり、大変重要です。また、適正表示は食品関連事業者の責務です。しかしながら、依然として偽装表示等が確認されており、消費者の信頼の確保のためには、適正表示の確保が重要であり、普及啓発、監視指導等により食品表示の適正化を推進する必要があります。

現状

食品表示の適正化への取組

○監視指導状況

食品の表示については、依然として表示の欠落や原産地の偽装表示等の不適正表示が後を絶ちません。そのため、県では、製造業者、加工業者、販売業者等に対し、生産から消費に至るあらゆる段階において、関係部局及び国等の関係機関が連携を取りながら、食品衛生法及びJAS法 (!) 等に基づき、食品表示に関する監視指導や啓発を行っています。

JAS法

JAS法の正式名称は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」といいます。

この法律は、農林水産大臣が制定した日本農林規格(JAS規格)による検査に合格した製品にJASマークをつけることを認める「JAS規格制度」と、一般消費者の選択に資するために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示をすべての製造業者又は販売業者に義務付ける「品質表示基準制度」の2つのことを定めており、この法律で定められたルールに従って皆さんの身の回りの食品などには、JASマークや原産地などが表示されています。

○普及啓発状況

一般消費者、製造業者等を対象とした食品表示に関する研修会等を開催するととも に、啓発パンフレットの配布など、食品表示制度の積極的な普及啓発を行っています。

課題

適正表示の点検、普及啓発

- ・食品表示に関する法令がJAS法、食品衛生法、景品表示法、不正競争防止法など多岐にわたり、消費者、食品関連事業者双方にとってわかりにくい現状にあることから、 わかりやすい表示制度が必要です。
- ・不適正表示が多く確認されており、消費者、食品関連事業者に対する一層の周知徹底 が必要です。

取組内容・取組指標

食品の適正表示の点検

施策31 食品の表示合同点検

施策32 JAS法等による適正表示の推進

施策33 食品表示ウォッチャーの設置

食品表示に関する法令を所管する関係部局が合同で、販売店や加工・製造施設へ立ち入り、食品衛生法やJAS法に基づく表示の点検を行います。また、一般消費者から公募した食品表示ウォッチャーによる日常の買物等を通じた食品表示のモニタリングを実施するなど、食品表示の日常的監視や不適正表示に係る情報収集の強化を図るとともに食品表示に対する関心を高め、安全で安心な食品を選択できる消費者の育成を図ります。

計画 表示の点検を継続して行います。

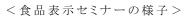
項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
食品の表示合同点検施設数**1	目標	70施設以上	92施設以上	92施設以上	92施設以上	92施設以上
及品の表外自固然快施散数	実績	70施設				
食品品質表示基準の遵守状況	目標	225店舗以上	256店舗以上	256店舗以上	256店舗以上	256店舗以上
調査店舗数**2	実績	294店舗				
ウォッチャーによる点検店舗数**3	目標	1,200店舗以上	600施設以上	600施設以上	600施設以上	600施設以上
フォング による が状 / 開 級	実績	1,237店舗				

- ※1 岡山県、倉敷市による事業です。
- ※2 岡山県、岡山市による事業です。
- ※3 ウォッチャーが平成19年度より100名から50名に減少しています。(平成18年度からJAS法に基づく立入検査等の事務を市域業者に限って岡山市、倉敷市に移譲。)

食品表示制度の普及啓発

<施策34 食品表示に関する研修会等の開催>

一般消費者、製造業者等を対象とした食品表示に関する研修会を開催するとともに、 啓発パンフレットの配布など、食品表示制度の積極的な普及啓発を行います。





基本方針2 流通、販売、消費における食の安全確保

施策の方向3 試験検査の強化

加工食品をはじめ、農林水産物、畜産物等様々な食品を検査することにより、食の安全を図る必要があります。また、アレルギー物質や遺伝子組換え原材料の検査による表示の確認等、消費者の安全・安心を確保する必要があります。

現状

食品の検査状況

○収去検査

食品衛生法に基づき、食品衛生監視員が食品販売店等で販売されている食品等を無償で持ち帰り、細菌検査、化学検査などを行います。検査の結果、食品衛生法で定められている規格や基準を超えた場合は、店頭からの撤去指示や行政処分等が行われます。

○残留農薬検査

平成18年5月29日にポジティブリスト制度 (f) が施行されました。県では、毎年「岡山県食品衛生監視指導計画」に基づき、野菜や果物等の農産物等の残留農薬検査を行い、基準の遵守状況の確認と基準を超えた場合の店頭からの撤去等の指導を行っています。

🔐 ポジティブリスト制度

原則禁止の中で、禁止していないものを一覧表に示す制度です。

従来から食品衛生法の規定により人の健康を損うおそれのない場合として、厚生労働大臣が定める場合を除いては、原則として製造、使用、販売を禁止するポジティブリスト制度がとられています。

平成15年の食品衛生法の改正により、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品についても、原則としていわゆる一律基準(0.01ppm)で規制し、残留等を認めるものについてリスト化するポジティブリスト制度が導入され、平成18年5月に施行されました。

これにより、残留基準が設定されていない農薬等が、人の健康を損うおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量以上含まれる食品の流通が原則禁止となりました。

○モニタリング検査

県では、独自事業として、食品衛生法で基準が定められていない重金属や環境ホルモンといった有害物質についても、農産物、畜産物、水産物を対象とした検査を行い、検査結果については、ホームページ等で情報提供を行っております。

○県内流通食品のO157汚染調査等

県内に流通している食品のO157汚染実態調査や県内産の食肉の微生物汚染実態調査を実施しています。

○健康食品買上調査

県では、県内の健康食品販売店、薬局、医薬品販売店等で取り扱われるいわゆる健康食品で、痩身効果や強壮効果を標ぼうしている製品等を買い上げ、国に送付し、医

薬品成分の検査を行っています。

○苦情食品の検査

消費者からの苦情に対して、原因を究明するために検査を実施しています。

○生食用カキのノロウイルス検査

本県は全国有数のカキの産地であり、その安全性の確保のため、カキの漁獲時期である10月から3月までの間、生食用カキのノロウイルス検査を実施しています。

○試験検査の業務管理 (G L P)

保健所検査課 (岡山・津山)、食肉衛生検査所、環境保健センターで実施する行政 検査の信頼性を確保するため、「食品衛生検査施設における試験・検査の業務管理基 準運営要領」に基づき、検査 (分析) の精度管理の向上に努めています。

○学校給食用パン・めんの抜取調査

県では、学校給食に使用されるパン、めん、牛乳等の品質調査や品質向上の研究並びにパン、めん及び炊飯の指定工場の調査指導を(財)岡山県学校給食会に委託し、学校給食の安全の確保を図っています。



検査による表示項目の点検状況

○アレルギー検査、遺伝子組換え検査

食物アレルギーの原因となる特定原材料 (P) に関する食品の検査を行い、不適正な表示については改善、指導等を行っています。また、同様に遺伝子組換え食品 (P) についても、大豆やとうもろこしを中心に検査、指導等を行っています。

🙀 特定原材料

食物アレルギーを引き起こす食品のうち、「卵」、「乳」、「小麦」、「そば」、「落花生」の5品目は「特定原材料」と呼ばれています。食物アレルギーは、人によっては ごく微量でもアレルギー症状を発症してしまいます。このため、これらを原材料とする加工食品や添加物については、特定原材料を含んでいることがわかるように、表示をしなければならないことになっています。



このほかにも特定原材料に準ずるものとして20品目の食品が定められています。

🕡 遺伝子組換え食品

ある生物から有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入する技術(遺伝子組換え技術(組換えDNA技術))を応用した食品のことです。この技術により、食品生産を量的・質的に向上させるだけでなく、害虫や病気に強い農作物の改良や、加工特性などの品質向上に利用されることが期待されています。

現在、食品衛生法及びJAS法では、農産物として、大豆、とうもろこし、じゃがいも、菜種、綿実、アルファルファ、てんさいの7種、加工食品として32食品群について遺伝子組換えである旨の表示を義務づけています。

課題

県内流通食品の検査の強化

- ○農産物中に残留する農薬の監視指導と正しい知識の普及啓発
 - ・生産者や消費者に対する正しい知識の普及啓発の推進
 - ・関係部局の連携による農薬の適正使用の推進
- ○輸入食品に残留する農薬の監視指導
 - 輸入食品の監視指導の充実
 - ・国(検疫所)や他県で実施された違反データ等の情報提供、監視指導等への反映等
- ○食品の特定原材料 (アレルギー物質) 表示の監視指導
 - ・検査の実施と監視指導の充実
- ○生食用カキのノロウイルス検査
 - ・県内産のカキのノロウイルス汚染実態を把握し、生食用カキの安全性を確保するためのウイルス検査体制の充実





取組内容・取組指標

県内流通食品の検査の強化

施策35 収去検査

施策36 県内流通農産物の残留農薬検査

施策37 有害物質のモニタリング調査

施策38 県内流通食品の0157汚染調査

施策39 食品残留農薬等一日摂取実態調査

施策40 食肉等の残留有害物質調査

施策41 健康食品買上調査

施策42 苦情食品の検査

施策43 生食用カキのノロウイルス検査

施策44 食肉等の細菌汚染実態調査

残留農薬検査項目数を拡大し、幅広く食の安全の確保を図ります。 また、各種検査を継続して行います。

計画 残留農薬検査検体数の拡大を図ります。

項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
農産物残留農薬検査検体数	目標	380件以上	395件以上	395件以上	395件以上	395件以上
	実績	346件				

計画 食品への試験検査を継続して行います。

項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
収去検査検体数*1	目標	5,000件以上	5,000件以上	5,000件以上	5,000件以上	5,000件以上
松乙烷且烷件数	実績	5,461件				
モニタリング検査検体数*2	目標	120件以上	120件以上	120件以上	120件以上	120件以上
	実績	121件				
生食用カキの検査検体数**3	目標	60件以上	60件以上	60件以上	60件以上	60件以上
	実績	57件				

- ※1 平成18年10月24日、瀬戸町及び建部町が岡山市と合併したため、平成19年度以降、 岡山県が実施する収去検査が減ることが予想されます。
- ※2 重金属10種類(水銀、カドミウム、鉛、銅、ニッケル、マンガン、亜鉛、ヒ素、 クロム、スズ)、農薬(有機塩素系3種類、除草剤3種類)、TBTO(トリブチルスズオキシド)、PCBについての検査です。
- ※3 岡山県独自事業です。

施策45 試験検査の業務管理

保健所検査課(岡山・津山)、食肉衛生検査所、環境保健センターで実施する試験検査の信頼性を確保するため、生活衛生課内に信頼性確保責任者を設置し、内部点検を実施するほか、(財)食品薬品安全センター秦野研究所が実施する食品衛生外部精度管理調査に参加し、国の指定機関による適正な評価を受けることにより、検査精度の向上を図ります。

項目/年度			H19	H20	H21	H22
内部点検の実施(立入検査回/年)	目標	13回	13回	13回	13回	13回
門前总模の天旭(立八便且固/干)	実績	13回				
外部精度管理調査への参加	目標	51回	51回	51回	51回	51回
(延べ項目数)	実績	51回				

く施策46 学校給食用パン・めん抜取調査等委託事業>

学校給食に使用されるパン、めん、牛乳等の品質調査及び品質向上の研究並びにパン、 めん及び炊飯の指定工場の調査指導を(財)岡山県学校給食会に委託し、安全でおいしい パン、めん等が児童、生徒の学校給食に提供されるよう努めます。

検査による表示項目の点検強化

施策47 遺伝子組換え食品の検査

施策48 アレルギー物質の検査

遺伝子組換え食品の検査アレルギー物質(特定原材料)の検査を継続して行い、表示の適正化を図ります。

項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
遺伝子組換え食品検査検体数	目標	45件※	45件※	45件※	45件※	45件※
	実績	46件				
アレルギー検査検体数	目標	30件※	30件※	30件※	30件※	30件※
	実績	30件				

※ 岡山県、倉敷市による事業です。



施策の方向1 県民・食品関連事業者等・行政間における情報・意見交換の促進

県や食品事業者が行っている食の安全・安心に関する様々な取組について、県民の理解を得るためには、県民、食品関連事業者等及び行政が相互に情報交換や意見交換を行い、相互理解を図ることが重要です。県では、意見交換会等を通じ、県民の食の安全に関する科学的な理解を深めることにより、安心と信頼の確保に努めています。

現状

行政からの情報発信

- ○ホームページ 「食の安全・安心おかやま」
 - 岡山県食の安全・安心推進本部のホームページ「食の安全・安心おかやま」に、食の安全・安心に関する情報を積極的に掲載しています。
- ○ホームページ 「食べ物安全探検ねっと」 子供向けにクイズ等で構成されるホームページです。
- ○ホームページ 「健康おかやま21」

21世紀の県民健康づくり運動「健康おかやま21」を広く県民に普及するために開設したホームページです。

〇冊子

食品衛生に関する正しい知識や情報、また食の安全・安心に関する行政の取組をわ かりやすくまとめた冊子を作成しています。

○パブリックコメントの実施

県が実施する施策について、県民に対しホームページ等で公表し、県民から寄せられた意見や情報を施策に反映していくために、パブリック・コメント (おかやま県民提案制度)を実施しています。

食品関連事業者等からの情報発信への働きかけ

外食の機会が増加する中で、関係団体と連携し、外食料理の栄養成分表示 (?) やヘルシーメニューといった健康に配慮した食事を提供する飲食店を増やし、食の環境整備を進めています。また、幅広い団体に食の安全サポーター (...) として登録していただき、各団体に情報発信するとともに相互の情報交換を図っています。

₩ 栄養成分表示について

おかやま

食品において、その栄養成分の量や熱量に関する表示がなされているものがあります。これらは、栄養表示基準により定められた表示すべき内容及び方法に従って表示することとされています。(あくまで、栄養表示は強制ではありません。)

●表示の対象となる栄養成分

栄養成分とは、たんぱく質、脂質、肉水化物、無種質(亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、 鉄、銀、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素、リン)、ビタミン(ナイアシン、パントテン酸。 ビオチン、ビタミンB、ビタミンB。ビタミンB。、ビタミンB。、ビタミンC、ビタミン D、ビタミンE、ビタミンK、葉酸)です。



栄養成分の量や熱量に関する表示は、熱量、たんぱく質、脳質、 炭水化物、ナトリウムの順番で表示されます。その次に他の栄養成分、例えばカルシウムやビタミンCなどが表示されます(炭 水化物の代わりに、糖質及び食物維維で表示されることもあります)。

これらは、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位当たりで表示され、含有量の表示は、一定値で記載される場合と、 ○○一○○回のように下限値及び上限値の幅で記載される場合があります。

🔐 食の安全サポーター

「食の安全サポーター」とは、県民の皆さんに食に関する正しい知識や最新の情報を提供するため、県のパートナーになっていただき、県から送られてくる食の情報を従業員、組合員等の構成員に提供するなど、県が定めた活動内容について、自主的に取り組んでいただける企業(団体)のことです。

食の安全サポーターになっていただいた企業(団体)には、次の活動内容のうち、取組可能な活動を行っていただいています。

<情報伝達活動>

県から食の安全・安心に関する各種情報(農薬、添加物、BSE、遺伝子組換え食品、アレルギー物質等)を年4回程度、また、食中毒等の健康危害情報を随時定期配信しています。サポーターは受信した情報を会議、会報、広告、掲示、回覧等を通じて、社員(所属会員)に提供していただいています。

<独自活動>

食の安全に係る独自の普及啓発活動(農業体験、漁業体験、市場体験、食品製造施設の見学受入、シンポジウムの開催、講演会の開催等)が様々な企業(団体)で取り組まれています。

意見交換や情報交換の実施と相談への対応

○つくり手買い手のいいものづくり推進事業 (??)

生産者と消費者による座談会、消費者による産地見学、消費者と生産者がお互いに 求める情報等について話し合うシンポジウムの開催により、「顔の見える関係づくり」 を進めています。

🔐 つくり手買い手のいいものづくり推進事業

これまで、農薬の適正使用や生産履歴記帳の推進などにより、安全で安心な農産物の生産を進めてきたが、「つくり手」にとっては「消費者ニーズがわからない」、「買い手」にとっては「作物の良さや、安全性に関する情報を提供して欲しい」など、お互いに知りたい情報がわからないという状況にありました。この事業は、「つくり手」と「買い手」が双方にとって望ましい農産物づくりを進め、さらには、こうして生まれる農産物を、民間企業の斬新なノウハウを用いて販売を促進するものです。

○食に関する相談への対応

食に関する相談窓口として、「食の安全相談窓口」を県内9保健所、県庁県民生活 課及び生活衛生課に設置し、県民からの食に関する様々な相談に対応しています。

○食品表示110番

消費者等からの相談・苦情に迅速に対応するため、食品表示相談員を県民生活課内に配置し、食品表示の相談や情報に対し、相談者に関係機関を紹介したり、関係機関への情報提供、聞き取り、店舗調査等を行っています。

地産地消の推進

○地産地消県民運動の推進

県産の新鮮で安全・安心な農林水産物のPRと消費拡大を目的とした地産地消フェアの開催、キャッチフレーズやマスコットキャラクターの公募と制定、広報誌やホー

ムページによる食材等情報の提供、農業体験の実施による消費者と生産者との交流等により、地産地消の普及と定着に取り組んでいます。

○地場産物を活用した学校給食推進事業

学校給食における地場産物の活用や米飯給食の推進を図り、それらを「生きた教材」として、食に関する指導に活用し、児童、生徒に様々な教育的効果をもたらすことが重要となっています。

学校と生産者等の関係者の連携協力のもと、学校給 食において地場産物を積極的に取り入れ、これらを生 きた教材として活用していくための実践的な調査研究 を行っています。



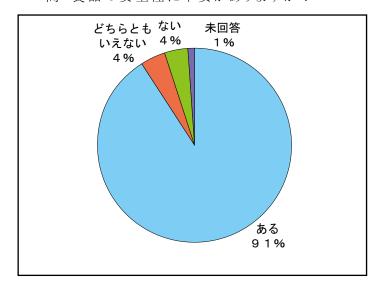
条例の普及定着

「食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」を広く県民に知っていただく ため、パンフレットの配布、新聞、ポスターなどの各種広報媒体を活用した広報を行っ ています。

課題

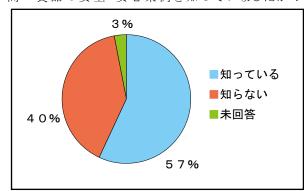
- ○県民、食品関連事業者、行政の協働によるコミュニケーションの推進
- ○食品関連事業者等による積極的な情報発信の取組
- ○インターネット等を利用した情報発信の充実
 - ・県民への積極的な情報提供と提供内容の充実
- ○県民相談への的確な対応
 - 関係部局間の連携強化
- ○地産地消の推進
 - ・安全で安心な県産農林水産物の安定供給





平成19年9月4,5,6日開催 「岡山県食の安全・安心推進計画策定に 係る意見交換会」アンケート結果より

問 食品の安全・安心条例を知っていましたか?



取組内容・取組指標

情報発信の強化、県民からの相談への対応、地産地消の推進等

施策49 食環境整備事業

(「栄養成分表示の店」登録事業、おいしーヘルシー提供店支援事業)

施策50 食の安全サポーター拡大事業

施策51 ホームページ「食の安全・安心おかやま」の充実

施策52 ホームページ「食べ物安全探検ねっと」の充実

施策53 ホームページ「健康おかやま21」の充実

施策54 各種普及啓発媒体(冊子等)の作成

施策55 パブリックコメントの実施

食の安全サポーター等に対するきめ細やかな情報提供の推進と食品関連事業者等から の情報の発信への取組を強化するとともに、ホームページ等の内容の充実を図ることによ って、情報の発信と共有の強化に取組みます。

計画 食品関連事業者からの情報発信を推進し、HP等による行政からの情報発信を強化します。

項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
食の安全サポーター登録団体	目標	40以上	55以上	60以上	65以上	70以上
及2000年 2	実績	47				
	目標	21,000件	21,000件	25,000件	30,000件	34,000件
食の安全・安心おかやま (アクセス数)		以上	以上	以上	以上	以上
	実績	17,529件				
	目標	4,000件	5,000件	6,000件	7,000件	8,000件
食べ物探検ねっと (アクセス数)		以上	以上	以上	以上	以上
	実績	3,872件				

計画 食品関連事業者等からの情報発信を継続して推進します。

項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
栄養成分表示の店登録店舗数	目標	500以上	700以上	900以上	900以上	900以上
	実績	659				

く施策56 つくり手買い手のいいものづくり推進事業>

「つくり手」、「売り手」、「買い手」による座談会やシンポジウムを開催します。

<施策57 栄養食品普及指導事業の実施>

各保健所で講習会を開催し、加工食品と外食の栄養成分表示の推進や保健機能食品制度等に関する知識の普及を図ります。

<施策58 食の安全相談窓口の設置及び充実>

県下9保健所及び県庁県民生活課、生活衛生課の計11か所の窓口における相談を引き 続き実施し、相談内容に応じて他部局との連携を図ります。

<施策59 食品表示110番>

県庁県民生活課内に食品表示相談員(非常勤)を配置し、専用電話を設置する等、食品表示の相談や情報を受け付け、関係機関の紹介、関係機関への情報提供のほか、店舗調査等を行い、不適正な表示を確認した場合には、指導や啓発を行います。

<施策60 地産地消県民運動の推進>

引き続き、地産地消フェアの開催、広報誌・ホームページによる情報提供に努めるとともに、食材を大量に消費するスーパー、ホテル等における利用促進のため、販売するサイドへの働きかけを強化し、スーパーや直売所等で気軽に豊富な県産農林水産物が購入でき、ホテルやレストラン等で県産食材を活用した料理が味わえ、また、学校給食における地場産食材の利用が促進されるなど、実効性のある地産地消の取組を総合的に進めていきます。

<施策61 地場産物を活用した学校給食の推進>

学校と生産者等の連携協力のもと、学校給食において地場産物を積極的に取り入れ、これらを生きた教材として食に関する指導に活用していくための方策等について、実践的な調査研究を行います。

(ホームページの紹介)

食の安全・安心おかやま



http://www.pref.okayama.jp/hoken/seiei/foodsafety/hpanzen.htm

食べ物探検ねっと(子供向け)



http://www.pref.okayama.jp/hoken/seiei/kids/kids.htm

栄養成分表示の店



http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36

基本方針3 リスクコミュニケーションの推進

施策の方向2 県民の食に関する科学的知識の向上

食に関する様々な情報が氾濫する中で、食の安全・安心を確保するためには、消費者自らが食に関する科学的で正しい知識に基づき、安全で安心な食品を選択できる力を身につけることが重要です。

現状

私たちの周囲には、加工食品や輸入食品等様々な食品があふれています。

その一方で、インターネットやマスメディアからの多種多様な情報も混在し、このような 状況の中で食の安全・安心を確保するためには、消費者自らが科学的で正しい知識を持ち、 的確な判断を行うことが求められています。

課題

消費者の科学的な知識と判断力の一層の向上

体験型研修会等の推進

取組内容・取組指標

科学的な体験等による食の安全・安心への理解

施策62 「体験!科学で知る 食の安心」事業 🔢

消費者が不安を抱いている添加物、BSE、農薬等について、教材を用いた解説や科学的な実験等を通じて、食に対する正しい理解を深めていただく体験型の研修を、一般消費者や子どもを対象に実施します。また、食品の生産、製造現場を実際に訪れ、事業者とも意見交換を行うことなどによって、食の安全・安心について相互理解を進めます。

計画 食に関する理解を深めていただく目的で、体験型講習会を続行して行います。

項目/年度		H18	H19	H20	H21	H22
視察研修型意見交換会	目標	5 回	9 回	9 回	9 回	9 回
開催回数**1	実績	5回*2				
	目標	36回	72回以上	72回以上	72回以上	72回以上
体験型講習会開催回数	日1伝	以上	2,000人以上	2,000人以上	2,000人以上	2,000人以上
* 1	実績	122回				

- ※1 岡山県独自事業です。
- ※2 H18は食と産を結ぶ地域の会として開催

₩ 「体験!科学で知る 食の安心」事業

<添加物の実験の説明を聞いている児童の様子>



消費者を対象として、不安を抱いている方が多い添加物、BSE、農薬等について、教材を用いた解説や実験を通じて、食に対する正しい理解を深めていただく、体験型の研修を実施しています。

施策の方向1 食の安全・食育推進協議会との協働

多様化する行政ニーズに適切に対応するため、県民、ボランティア、NPO、企業、大学などの民間と行政とが、目標を共有し、その目標に向かって、共に力を合わせて活動すること(協働)が求められています。食の安全・安心の確保のために、民間団体等の代表で構成されている「岡山県食の安全・食育推進協議会」との協働により、食に関する情報の共有施策の推進に取り組む必要があります。

現状

食の安全・安心の確保に関する県民一体となった様々な施策や取組について、情報交換と連携の促進を図り、広く県民各層の意見を施策に反映させる場として、消費者、生産者、製造者、学識経験者等の代表者(25名の委員)で構成された「岡山県食の安全・食育推進協議会」が設置されています。

<協議会開催風景>





協議会の会議は年数回座長の招集により開催され、食の安全・安心の確保や食育に関する議題について各委員から意見や提言をいただき、施策に反映させています。

課題

関係機関のより一層の連携

○「岡山県食の安全・食育推進協議会」構成団体等による自主活動の推進

取組内容・取組指標

食の安全・食育推進協議会の運営

<施策63 「岡山県食の安全・食育推進協議会」の運営>

岡山県食の安全・食育推進協議会を定期的に運営し、関係団体の代表から構成される協議会委員からの食の安全・安心の確保に係る施策や取組に対する意見や提言を、施策に反映し、実施していきます。

施策の方向2 食品衛生協会、愛育委員連合会、栄養改善協議会等による自主活動の推進

食の安全・安心の確保及び食育の推進のためには、従来からこれらに先駆的に取り組んできた(社)岡山県食品衛生協会、岡山県愛育委員連合会、岡山県栄養改善協議会等の関係機関との協働による施策の推進が必要です。

現状

地域における食の安全・安心や食育の推進のためには、家庭、学校、地域住民自らが食の安全・安心や食育の課題について考え、実践していくことが必要です。このため、(社)岡山県食品衛生協会の行う食品衛生指導員による巡回指導や健康づくりボランティアである岡山県愛育委員連合会、岡山県栄養改善協議会等が行う健康づくりの支援のための親子交流会や「朝食毎日食べよう大作戦」などの自主活動の取組が行われています。また、地域でこれらを推進するリーダーの養成を進めています。

<食品衛生指導員の指導風景>





課題

各団体の自主活動の推進

- ○民間の各関係団体における自主活動の一層の推進
 - ・講習会、研修会の開催や必要な指導、助言

地域リーダーの養成

○研修会や講習会の開催などによる人材の育成

取組内容・取組指標

協働を進める人材の育成・活用

施策64 「検定一晴れの国おかやまの食ー」とリスクコミュニケーターの養成

食品衛生や食育等に関する知識を問うご当地検定「検定-晴れの国おかやまの食-」 ② を実施し、リスクコミュニケーター ② を養成します。

項目/年度	H18	H19	H20	H21	H22
「検定-晴れの国おかやまの食-」の実施**	_		3回以	上	
地域の指導者養成講習会の開催*	_	3回以上			
リスクコミュニケーター委嘱人数*	_	90人	45人	45人	45人

※ 岡山県独自事業です。(平成19年度新規事業)

😱 「検定-晴れの国おかやまの食-」

県民のみなさんに、食品全般について関心をもっていただくことを目的として行う、県の特産品、郷土料理等の食文化、食品衛生、食育についての知識を問う岡山の食に限定した「ご当地検定」です。岡山県食の安全・食育推進協議会と県との協働により実施しています





🔐 リスクコミュニケーター

食品のリスクや食の安全・安心を確保するための取組等について、県民の皆さんにわかりやすく説明し、地域における食に関するリスクコミュニケーションの中核を担う人材として、県が行う食に関する様々なイベントへの参加や、意見交換会のパネリストやコーディネーターをお願いする予定です。

く施策65 地域食育推進リーダー研修会>

3 県民局 6 支局毎に、健康づくりボランティア、JA女性部等を対象に、食育推進リーダーの養成のための研修会を実施しています。

<施策66 食品衛生指導員による巡回指導>

食品業界の自主管理として、食品衛生指導員が、食品取扱施設を巡回し、指導と助言を行います。また、隔年で食品衛生指導員の養成・再教育講習会を実施し、自主管理指導の中核となる食品衛生指導員の育成及び資質の向上を図ります。

【資料】

食の安全相談窓口 (H15~18年度集計結果)

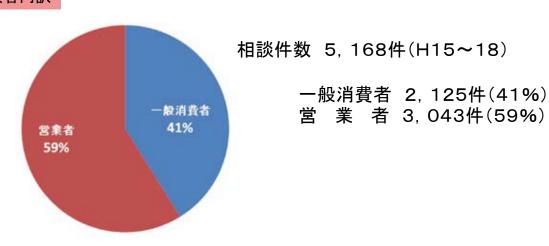
平成15年度から、食に関する相談窓口として、「食の安全相談窓口」を県下9保健所、県庁県民生活課、及び生活衛生課に設置しました。この窓口では、県民からの食に関する様々な相談に対応しています。

窓口を設置した平成15年度から平成18年度までの集計結果は次のとおりです。

1 相談件数推移



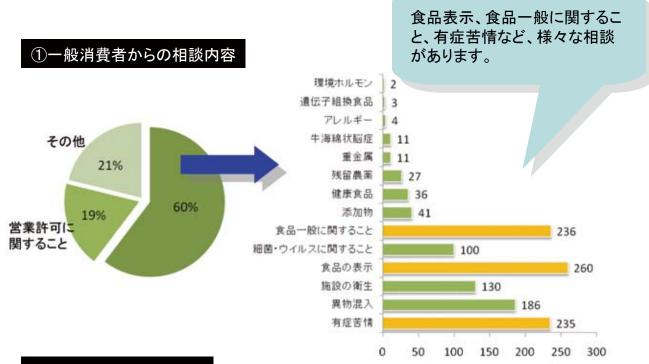
2 相談者内訳



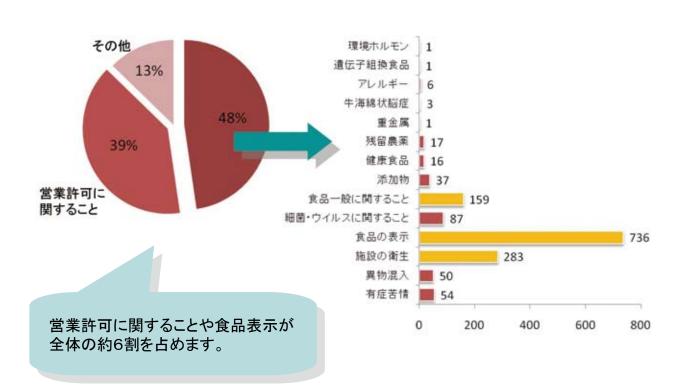
3 相談内容の内訳(H15~18)

※相談内容の内訳では、営業許可に関することが約半数(総相談件数に対して46%)です。

そこで、相談内容の内訳では、営業許可に関することを除いて、項目別にグラフに示しました。



②営業者からの相談内容

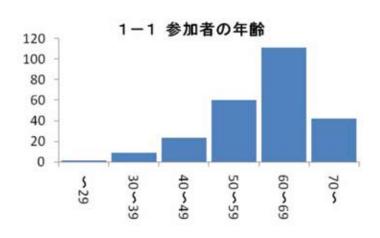


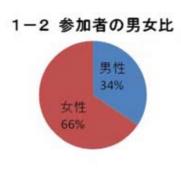
食の安全・安心に関する アンケート調査結果

平成19年9月に、食の安全・安心推進計画の策定に係る意見交換会を県内 3カ所で開催し、その際、参加者の方々に以下の項目についてアンケートを実施しました。結果については、次のとおりです。

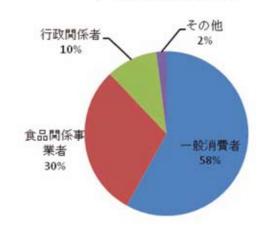
○アンケート回収枚数 262枚 (岡山会場:95枚 倉敷会場:97枚 津山会場:70枚)

1 参加者について



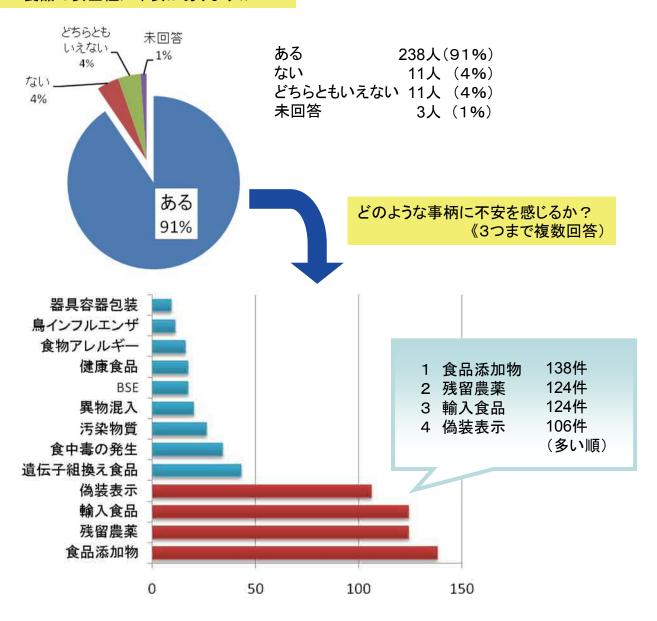


1-3 参加者の区分

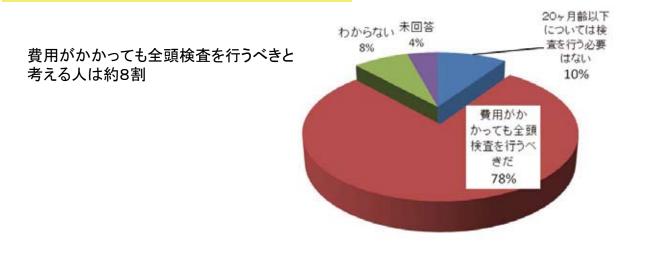




2 食品の安全性に不安がありますか?



3 BSEの全頭検査についてどう考えますか?



岡山県食の安全・食育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 食の安全・安心の確保及び食育について県民一体となった取組を推進するため、情報交換と連携の促進を図り、広く県民各層の意見を施策に反映させる場として、岡山県食の安全・食育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(活動事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
- (1) 食の安全・安心の確保及び食育に関する施策の推進及びその評価
- (2) 食の安全・安心の確保及び食育に関する県民参画の促進
- (3) 食の安全・安心の確保及び食育に関する情報の共有化
- (4) その他前条の目的の達成のために必要な活動

(組織)

- 第3条 協議会は、委員25名以内で組織する。
- 2 委員は次に掲げるもののうちから知事が委嘱する。
- (1)消費者
- (2) 生産者
- (3) 食品加工·流通業者
- (4) 教育関係者
- (5) ボランティア団体
- (6) 学識経験者
- (7) 行政機関関係者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

- 第5条 協議会には、座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときには、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議は、座長が招集する。

(関係者の出席要請等)

第7条 座長は、協議会が必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を要請し、意見を 聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成14年10月4日から施行する。

附則

- この要綱は、平成18年6月15日から施行する。
- 2 岡山県食の安全対策協議会設置要綱第1条に規定する岡山県食の安全対策協議会は、この要綱第1条に規定する岡山県食の安全・食育推進協議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この要綱第3条第2項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、この要綱第4条第1項 の規定にかかわらず、平成18年11月21日までとする。

岡山県食の安全・食育推進協議会委員名簿

五十音順

	五十音順
氏 名	所 属 ・ 職 名
池上	岡山県漁業協同組合連合会・第2業務部長
おぎの けいき 荻野 景規	岡山大学医歯学総合研究科公衆衛生学教室・教授
根谷香	社団法人 岡山県医師会・理事
がわだ むつお 河田 睦夫	全国農業協同組合連合会岡山県本部・本部長
きしもと たえこ 岸本 妙子	岡山県立大学大学院保健福祉学研究科・教授
小林 伯子	岡山県農山漁村生活交流グループ協議会・会長
きと記 ひきこ 佐藤 久子	岡山県消費生活問題研究協議会・副会長
しもやま 下山 ひとみ	岡山県PTA連合会・常任委員
************************************	岡山県栄養改善協議会・会長
サザき かずえ 鈴木 和枝	美作華の会・代表
高見 美紀	日本労働組合総連合会岡山県連合会・副事務局長
たけうち みつお 竹内 光雄	独立行政法人 農林水産消費安全技術センター神戸センター岡山事務所・消費者情報課
田代 恒子	岡山県校長会 倉敷市立水島小学校校長
た だ みきろう 多 田 幹郎	中国学園大学現代生活学部・教授
たなか しゅういち 田中 収一	株式会社 山陽新聞社・論説委員
浪越	岡山市中央卸売市場運営協議会・会長
にしな きさお 仁科 喜佐男	岡山流通情報懇話会・会長
野津	社団法人 岡山県食品衛生協会・会長
波々部都子	特定非営利活動法人 津山市消費生活モニター連絡会・副理事長
平岩 弘	社団法人 岡山県歯科医師会・理事
などもと たかこ 藤本 貴子	岡山県愛育委員連合会・会長
きない はい ゆきお 三橋 幸夫	岡山県生活協同組合連合会・副会長理事
森惠子	社団法人 岡山県栄養士会・会長
やすとみ みつよ 安富 三代	中国四国地域農村女性起業活動者ネットワーク協議会・代表
ましだ 吉田 しをり	岡山県地域活動連絡協議会・会長

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例

平成18年12月26日 岡山県条例第79号

目次

第1章 総則(第1条-第9条)

第2章 食の安全・安心の確保 (第10条-第20条)

第3章 食育の推進 (第21条-第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の生命及び健康に対する食の重要性にかんがみ、食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)の確保並びに食育の推進に関し、基本理念を定め、県、食品関連事業者等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - 一 食品 すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。)をいう。
 - 二 食品等 食品並びに添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に 規定する添加物をいう。)、器具(同条第4項に規定する器具をいう。)及び容器包装 (同条第5項に規定する容器包装をいう。)をいう。
 - 三 食品関連事業者 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第8条第1項に規定する 食品関連事業者をいう。
 - 四 教育関係者等 食育基本法 (平成17年法律第63号) 第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。
 - 五 農林漁業者等 食育基本法第11条第2項に規定する農林漁業者等をいう。 (基本理念)
- 第3条 食の安全・安心の確保及び食育の推進は、県民の健康の保護及び増進並びに豊かな人間形成に資することが最も重要であるという基本的認識の下に、関係者の協働により行われなければならない。
- 2 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、 食品等による人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき適切 に行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、県及び食品関連事業者による食の安全・安心の確保に関す

る情報の積極的な公開並びに県、食品関連事業者及び県民による食の安全・安心の確保 に関する情報の共有及び相互理解を図ることにより行われなければならない。

- 4 食の安全・安心の確保は、環境への負荷(人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。第17条において同じ。)ができる限り低減されるよう配慮した上で行われなければならない。
- 5 食育の推進は、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保し、食をはぐくむ環境を整備することにより、県民が自らの食生活に関心を持ち、食を楽しみ、食に対する理解を深めるとともに、食に関する知識及び健全な食生活を実践するための技術を身に付けることを目指して行われなければならない。
- 6 食育の推進は、県、県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等その他の関係者すべての相互理解の下に、自発的意思を尊重しつつ、誰もが参加しやすい形で行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県民、食品関連事業者、教育関係者 等、農林漁業者等その他関係機関との連携に努めるものとする。
- 3 県は、第1項の施策を地域の実情に応じて、策定し、及び効果的に実施するため、市 町村との連携を図るものとする。

(食品関連事業者の責務)

- 第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食の安全・安心の確保について 第一義的責任を有していることを認識し、安全で安心な食品を提供するために必要な措 置を講ずる責務を有する。
- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、食育の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者等の責務)

第6条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、食の安全・安心を確保するために必要な 措置を講じ、食育の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及 び食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(農林漁業者等の責務)

第7条 農林漁業者等は、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する理解を深め、食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、

県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策について意見を表明するよう努めることにより、食の安全・安心の確保及び食育の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を円滑に実施するため、 必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 食の安全・安心の確保

(食の安全・安心推進計画)

- 第10条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県食の安全・安心推進計画(以下この条において「計画」という。)を策定するものとする。
- 2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食の安全・安心の確保に関する総合的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 知事は、計画を策定するに当たっては、県民、食品関連事業者、教育関係者等及び農 林漁業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、計画を策定したときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、計画の変更について準用する。 (監視、指導等)
- 第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程 について、一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第12条 県は、食の安全・安心の確保に重大な影響を及ぼす事態を未然に防止し、及び当該事態に迅速かつ適切に対処するため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第13条 県は、食の安全・安心を確保するため、必要な調査研究を行うとともに、その成果の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第14条 県は、食の安全・安心に関する最新の情報その他科学的知見に基づく情報の収集、整理、分析等を行い、県民及び食品関連事業者に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

(情報及び意見の交換)

- 第15条 県は、食の安全・安心の確保に関し、県民と食品関連事業者が相互に理解を深めるため、情報及び意見の交換の機会を提供するものとする。
- 2 食品関連事業者は、食の安全・安心を確保するため、県民に対し自らの事業活動に関する正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

(適正な表示の確保等)

第16条 県は、食品の適正な表示が確保されるよう関係法令の適切な運用を図るとともに、

食品の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全で安心な農林水産物の供給)

第17条 県は、安全で安心な農林水産物の安定的な供給のため、農林水産物の生産に係る 履歴の記録及び管理が適切に実施されるとともに、環境への負荷の低減に配慮した生産 方式が導入されるよう、技術の開発、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるもの とする。

(自主回収の報告等)

- 第18条 食品関連事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が人の健康への悪影響の発生を防止する観点から規則で定める場合に該当するときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康への悪影響の発生を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った食品関連事業者に対し、回収の実効性を確保するための指導を行うことができる。
- 3 第1項の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了した ときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。 (県民からの申出に対する調査等)
- 第19条 知事は、食品等が人の健康に危害を及ぼし、又はそのおそれがあるとして、県民から適切な措置を講ずるよう申出があったときは、必要に応じ関係機関と連携して速やかに調査を行い、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(健康危害情報の公表)

- 第20条 知事は、食品等による人の健康への危害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当するときは、県民に必要な情報を公表するものとする。
 - 一 前条の調査の結果、当該食品等が人の健康に重大な危害を及ぼすと認められるとき。
 - 二 関係法令の規定に違反し、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる食品等が流 通しているとき (関係法令の規定により公表されたときを除く。)。
 - 三 その他公表することが公益上必要であると認められるとき。 第3章 食育の推進

(食育推進計画)

- 第21条 知事は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県 食育推進計画(以下この条において「計画」という。)を策定するものとする。
- 2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食育の推進に関する総合的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 第10条第3項及び第4項の規定は、計画の策定及び変更について準用する。 (食育推進活動の展開)
- 第22条 県は、食育の推進に当たっては、教育関係者等及び農林漁業者等と連携して、食育に関する専門的な知識を有する人材の育成及び活用を図るとともに、県民、食品関連

事業者、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等と連携して、地域の特色を生かした取組を促進するものとする。

- 2 県は、県民が食について考える機会を確保し、食に対する理解を深めることができるよう、健全な食生活の実践、地産地消(地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。第24条において同じ。)の推進等に関する情報の提供を行うものとする。
- 3 県は、県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等が行う 食育の推進に関する活動が相互の連携により展開されるよう、情報及び意見の交換の機 会を提供するものとする。

(家庭における食育の推進)

第23条 県は、食育において家庭が重要な役割を担っているとの認識の下に、家庭における健全な食習慣が確立されるよう、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等と連携して、家族で参加する料理教室その他の食を楽しみながら食に関する理解を深める機会の提供等により、家庭における食育の推進を支援するものとする。

(子どもの食育の推進)

第24条 県は、県民が子どもの時から健全な食習慣と食を選択する力を自ら身に付けることができるよう、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等と連携して、給食における地産地消の推進、食に関する様々な体験学習を行うこと等により、食育の推進を図るものとする。

(食文化の継承)

第25条 県は、県民が地域の伝統ある優れた食文化への理解を深め、これを継承していく 活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第20条までの規定は、平成19 年4月1日から施行する。